# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
13	児童手当の支給に関する事務 基礎項目評価書

#### 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

東海村は、児童手当の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

#### 評価実施機関名

東海村長

#### 公表日

令和7年6月19日

## I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務					
 ①事務の名称	児童手当の支給に関する事務				
②事務の概要	児童手当法に基づき、児童を養育している者に児童手当又は特例給付を支給することにより、次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを支援するため、対象者の資格管理、支払管理、現況届受付、統計処理等を行う。 児童手当法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用する。 ①受給資格の管理 ②児童手当又は特例給付の額の認定、改定及び支払の管理 ③現況届の確認 ④その他の請求又は届出の受理				
③システムの名称	児童手当システム, 宛名管理システム, 中間サーバー, サービス検索・電子申請機能(マイナポータル), 申請管理システム				
2. 特定個人情報ファイル	名				
児童手当受給者ファイル、宛名	ら				
3. 個人番号の利用					
法令上の根拠	・番号法第9条第1項, 別表81の項 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第2条第2項 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則第 2条第23項				
4. 情報提供ネットワークシ	レステムによる情報連携				
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定				
②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表106, 107の項 【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第8号, 別表第二項番26, 30, 87, 106 ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表42, 125, 141, 161の項				
5. 評価実施機関における	担当部署				
①部署	福祉部子育て支援課				
②所属長の役職名	福祉部子育て支援課長				
6. 他の評価実施機関					
7. 特定個人情報の開示・	訂正•利用停止請求				
請求先	東海村総務部総務課 茨城県那珂郡東海村東海三丁目7番1号 029-282-1711				
8. 特定個人情報ファイル	の取扱いに関する問合せ				
連絡先	東海村福祉部子育て支援課 茨城県那珂郡東海村東海三丁目7番1号 029-282-1711				
9. 規則第9条第2項の適	用 [ ]適用した				
適用した理由					

## Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数						
評価対象の事務の対象人数は何人か		<選択肢>				
	いつ時点の計数か	令和7年1月1日 時点				
2. 取扱者	数					
特定個人情報	報ファイル取扱者数は500人以上か	<選択肢> [ 500人未満 ] 1) 500人以上 2) 500人未満				
	いつ時点の計数か	令和7年1月1日 時点				
3. 重大事	3. 重大事故					
過去1年以内に、評価実施機関において特定個 人情報に関する重大事故が発生したか		<選択肢> [ 発生なし ] 1) 発生あり 2) 発生なし				

## Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

### Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報	保護評価書の種	類				
	項目評価書	]		3) 基礎項目評価	i書及び i書及び	
2)又は3)を選択した評価実 記載されている。	施機関については	、それぞれ重点	項目評価書又は	(全項目評価書におい	へて、リス	《ク対策の詳細が
2. 特定個人情報の入手(	情報提供ネットワ	ークシステム	を通じた入手を	<b>E除く。</b> )		
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[ 十分 <sup>-</sup>	である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され		
3. 特定個人情報の使用						
目的を超えた紐付け、事務 に必要のない情報との紐付 けが行われるリスクへの対策 は十分か	[ 十分 <sup>-</sup>	である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され		
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分 <sup>-</sup>	である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され		
4. 特定個人情報ファイル	の取扱いの委託				Γ	]委託しない
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[ 十分	である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され		
5. 特定個人情報の提供・移転	転(委託や情報提信	<b>共ネットワークシ</b>	ステムを通じた	提供を除く。)	[ 0	]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われ るリスクへの対策は十分か	ι		]	<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され		
6. 情報提供ネットワークシ	ノステムとの接続		[ ]	接続しない(入手)	[	]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[ 十分 <sup>-</sup>	である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され		
不正な提供が行われるリス クへの対策は十分か	[ 十分 <sup>-</sup>	である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され		

7. 特定個人情報の保管・消去							
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
8. 人手を介在させる作業	8. 人手を介在させる作業 [ ]人手を介在させる作業はない						
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
判断の根拠	・認定請求・各種届出書の届出内容や本人確認書類の確認を厳格に行い、対象者以外の情報の手を防止する。 ・不必要な書類は受け取らないようにする。もし不必要な書類を提出された場合は返却する。 ・児童手当システムへ入力内容を反映する際には、入力担当と点検担当を別にし二重チェックを行ことで資料の取り違え等による対象者以外の情報の誤入力を防止する。						

9. 監査	
実施の有無	[O] 自己点検 [O] 内部監査 [ ] 外部監査
10. 従業者に対する教育	<b>啓発</b>
従業者に対する教育・啓発	<選択肢> (選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと	えられる対策 [ ]全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えら れる対策	[ 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 ]  <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<選択肢> (選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	情報提供ネットワークシステムで情報照会を行うことができる端末, 職員, 参照範囲が必要最小限となるようアクセス制限を行っており, かつ, 定期的にアクセスログの確認を行っている。また, アクセス権限の所有者には, 事務取扱担当者研修において離席時のログアウト徹底や目的外利用の禁止を呼びかけており, 対策を講じている。

### 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	①部署	福祉部社会福祉課	福祉部子育て支援課	事後	
平成28年4月1日	②所属長	福祉部社会福祉課長 川崎 秀雄	福祉部子育て支援課長 佐藤 秀昭	事後	
平成28年4月1日	連絡先	東海村福祉部子育で支援課 茨城県那珂郡東 海村東海三丁目7番1号 029-282-1711	東海村福祉部子育で支援課 茨城県那珂郡東 海村東海三丁目7番1号 029-282-1711	事後	
平成29年4月1日	②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第7号, 別表第二項番74, 75	【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第7号, 別表第二項番74, 75	事後	
平成29年4月1日	②所属長	福祉部子育て支援課長 佐藤 秀昭	福祉部子育て支援課長 小川 直也	事後	
平成29年4月1日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数	平成27年3月1日 時点	平成29年3月1日 時点	事後	
平成29年4月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	平成27年3月1日 時点	平成29年3月1日 時点	事後	
平成29年7月12日	③システム名称	サーバー	児童手当システム,宛名管理システム,中間 サーバー,サービス検索・電子申請機能(マイ	事前	
平成30年4月1日	②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第7号, 別表第二項番74, 75	【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第7号, 別表第二項番74, 75	事後	
平成30年4月1日	②所属長の役職名	福祉部子育て支援課長 小川 直也	福祉部子育て支援課長	事後	
平成30年4月1日	請求先	東海村総務部総務課 茨城県那珂郡東海村 東海三丁目7番1号 029-282-1711	東海村企画総務部総務課 茨城県那珂郡東 海村東海三丁目7番1号 029-282-1711	事後	
平成30年4月1日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数	平成29年3月1日 時点	平成30年3月1日 時点	事後	
平成30年4月1日	Ⅱしきい値判断項目 2.取扱者数	平成29年3月1日 時点	平成30年3月1日 時点	事後	
平成31年4月1日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数	平成30年3月1日 時点	平成31年3月1日 時点	事後	
平成31年4月1日	IIしきい値判断項目 2.取扱者数	平成30年3月1日 時点	平成31年3月1日 時点	事後	
平成31年4月1日	Ⅳリスク対策		様式変更に伴い新規作成	事後	
令和2年3月25日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数	平成31年3月1日 時点	令和2年3月1日 時点	事後	
令和2年3月25日	Ⅱしきい値判断項目 2.取扱者数	平成31年3月1日 時点	令和2年3月1日 時点	事後	
令和3年2月22日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数	令和2年3月1日 時点	令和3年1月1日 時点	事後	
令和3年2月22日	Ⅱしきい値判断項目 2.取扱者数	令和2年3月1日 時点	令和3年1月1日 時点	事後	
令和4年2月15日	I 関連情報	【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第7号, 別表第二項番74, 75	【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号, 別表第二項番74, 75	事後	
令和4年2月15日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数	令和3年1月1日 時点	令和4年1月1日 時点	事後	
令和4年2月15日	Ⅱしきい値判断項目 2.取扱者数	令和3年1月1日 時点	令和4年1月1日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
<b>令和4年9月30日</b>		東海村企画総務部総務課 茨城県那珂郡東 海村東海三丁目7番1号 029-282-1711	東海村総務部総務人事課 茨城県那珂郡東 海村東海三丁目7番1号 029-282-1711	事後	
	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数	令和4年1月1日 時点	令和4年9月1日 時点	事後	
令和4年9月30日	Ⅱしきい値判断項目 2.取扱者数	令和4年1月1日 時点	令和4年9月1日 時点	事後	
令和5年2月6日	3.個人番号の利用	番号法第9条第1項,別表第一項番56,平成26年內閣府·総務省令第5号 第44条	·番号法第9条第1項,別表第一項番56,平成 26年内閣府·総務省令第5号 第44条	事後	
令和5年2月6日	4.情報提供ネットワークシステ	【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号, 別表第二項番74, 75	【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号, 別表第二項番74, 75	事後	
令和5年2月6日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数	令和4年9月1日 時点	令和5年1月1日 時点	事後	
	Ⅱしきい値判断項目 2.取扱者数	令和4年9月1日 時点	令和5年1月1日 時点	事後	
>和5年5月20日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取	児童手当システム, 宛名管理システム, 中間 サーバー, サービス検索・電子申請機能(マイ	児童手当システム,宛名管理システム,中間 サーバー,サービス検索・電子申請機能(マイ	事後	
	I 関連情報	【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号, 別表第二項番74, 75	【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号, 別表第二項番74, 75,	事後	
和5年11月28日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数	令和5年1月1日 時点	令和5年10月1日 時点	事後	
1和5年11月26日	Ⅱしきい値判断項目 2.取扱者数	令和5年1月1日 時点	令和5年10月1日 時点	事後	
	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数	令和5年10月1日 時点	令和7年1月1日 時点	事後	
5和7年3月28日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数	令和5年10月1日 時点	令和7年1月1日 時点	事後	
	IVリスク対策 8. 人手を介在させる作業		[十分である] ・認定請求・各種届出書の届出内容や本人確認書類の確認を厳格に行い、対象者以外の情報の入手を防止する。 ・不必要な書類は受け取らないようにする。もし不必要な書類を提出された場合は返却する。 ・児童手当システムへ入力内容を反映する際には、入力担当と点検担当を別にし二重チェックを行うことで資料の取り違え等による対象者以外の情報の誤入力を防止する。	事後	新様式対応
令和7年3月28日	IVリスク対策 11. 最も優先度が高いと考え られる対策		3)権限のない者によって不正に使用されるリ スクへの対策	事後	新様式対応

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月28日	られる対策 当該対策は十分か		[十分である] 情報提供ネットワークシステムで情報照会を行うことができる端末,職員,参照範囲が必要最小限となるようアクセス制限を行っており,かつ,定期的にアクセスログの確認を行っている。また,アクセス権限の所有者には,事務取扱担当者研修において離席時のログアウト徹底や目的外利用の禁止を呼びかけており,対策を講じている。	事後	新様式対応
令和7年6月19日	表紙 公表日	令和7年3月29日	令和7年6月19日	事前	基幹業務システムの統一・標準化に向けた再実施
			東海村総務部総務課 茨城県那珂郡東海村 東海三丁目7番1号 029-282-1711	事後	